

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する  
意見提出者の一覧

—コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定—

（受付順、敬称略）

意見提出者(計2件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成30年12月8日	個人	—	—
2	平成31年1月11日	KDDI株式会社	代表取締役社長	高橋 誠

## 意見書

平成30年12月8日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年12月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般	<p>「NTT 東日本及びNTT 西日本」での接続業者が各舎等に設置した設備で、「コロケーションサービス（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置）」の制度には、監督する側の「総務省側（国家主権側）」にも、責任が有ると私は考えます。「総務省（官公庁）」と「財閥企業（大企業）」の癒着での既得権益で、責任問題が有ると考えます。具体的には、古い構造の設備を「回収（リカバリー）」が出来ない状態で有れば、「トラブルシューティン（修理）からのデバック（改修）」に対して、「回収（リカバリー）」の量が増える事と想定が出来れば、技術的な問題における総務省側の監督にも、「コロケーションスペース（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置の場所）」の制度での責任が、有ると考えます。要約すると、総務省側も、知識及び技能から来る能力を上げ、「運用能力及び管理能力」の向上に、努めるべきです。</p>

## 意見書

平成31年1月11日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいはりとりしまりやくしやちよう たかはし まこと  
代表取締役社長 高橋 誠

電話番号

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年12月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
<b>コロケーション「6 か月前ルール」の見直し等（概要）</b>	
<p>○ 現在、NTT 東日本・西日本の局舎等でのコロケーションについて、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際に一律 6 か月分の費用を負担するというルール（関連するルールを含む。以下「6 か月前ルール」という。）があるところ、<u>6 か月経過前に設備撤去が完了しても 6 か月分の利用料相当額を負担しなければならないため費用負担上公平でなく、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブも発生しない仕組み</u>となっている。（「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書で指摘）</p> <p>○ そのため、<u>各接続事業者がその責任で実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じて費用を負担するルールに変更</u>する。（例：スペース等をより早期に解放⇒より少ない負担、スペース等をより早期に確保⇒より多くの負担）</p> <p>○ また、「6 か月前ルール」の一部は事業者間の取決め（接続約款に基づく契約）を根拠としており接続約款自体に明記されていないが、<u>透明性確保の観点から、変更後のルールは、原則として接続約款に明記することとする。</u></p>	<p>・ 今般の改定により、従来、設備撤去の申請から起算して約 6 か月分の利用料金相当額を一律に負担していた「6 か月前ルール」を見直し、接続事業者が工事着手可能となる日（POI 調査回答日）から、コロケーション終了日（ただし NTT 東・西の準備作業期間を除く）まで、実際の利用期間に応じて費用を負担することになるとともに、接続事業者が POI を設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合における違約金についても、実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じた負担となることから、適正かつ公平な仕組みとなり、また、今般の変更後のルールが原則として接続約款に明記されることで透明性が確保されることから、本改定案に賛同いたします。</p> <p>・ これらの結果、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際には、早期に撤去を実施しようとするインセンティブが働き、限りあるスペース等が有効に活用されることが期待されます。</p>

以上